

平成22年11月19日

日本化粧品工業連合会 傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
広告宣伝委員会委員



化粧品における特記表示に関するルールの再確認のお願い

化粧品における特定成分の特記表示については、「化粧品における特定成分の特記表示について」、「化粧品の表示に関する公正競争規約」並びに「化粧品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下施行規則という）」に基づきその運用をお願いしているところですが、行政当局からその運用に関し不適切な事例が散見されるとの指摘があり、改善を要請されております。指摘された事例の中には、規定から考えて不適切と判断せざるを得ないものも存在することから、今般「化粧品における特定成分の特記表示に関するルール再確認のお願い」をすることといたしました。再度、特定成分の特記表示の趣旨をご理解の上、適切な表示を行うようお願いいたします。

記

特定成分の特記表示については、特に以下の点にご留意ください。

1. 特記表示は配合されている成分について表示する。
※ 特記表示は配合成分について認められているものであり、配合成分中に含有される付随物質にまで認められたものではありません（言及する場合は誤認の無いよう充分留意することが必要です）。
2. 特記表示ができない成分名称に留意する。
※ 名称に「薬」の文字が含まれる成分或いは名称が医薬品という印象を与える成分は特記表示が認められていません。また、公正競争規約では表示された配合目的を超えた効能効果を有するものと消費者に誤認させるおそれのある成分についても特記表示できないとしています。
3. 特記表示する成分名称は一般消費者に理解できるように記載する。
※ 成分名称は配合成分の一般的名称で記載し、他の名称（記号、愛称等）で表示する場合は一般的名称を併記することとされています。また、一般的名称については、施行規則において「指定成分の名称と異なるため、これらが同一の配合成分であると一般消費者が判別することが困難である場合は、指定成分の名称を併記する」とされているように、配合成分の表示名称（全成分名称）を記載することが適当とされています。
4. 特記表示する成分には配合目的を併記する。
※ 特記された成分が「有効成分」であるかのような誤認を避けるため配合目的の併記が特記表示の条件とされています。
ただし、植物抽出液等総括的な成分の場合は必ずしも配合目的の記載を要さない例と考えられています。
5. 特記表示する成分の配合目的は化粧品の効能の範囲で記載する。
※ 配合目的はその効能効果を生じることが客観的に実証されているものであり、かつ「化粧品についての効能効果の表現の範囲（通知）」の範囲内であることが定められています。

以上